

2 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出すること。

様式第18号の2の備考の3を削る。

様式第18号の3から様式第18号の5までの規定中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第19号から様式第21号までの規定中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

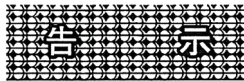
1 この規則は、公布の日から施行する。

(事務処理規則の一部改正)

2 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の13のうち「第9条第6項」を「第10条第6項」に改める。

資源循環推進課



長野県告示第377号

次の区域を長野県産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第2条第1項第1号のオに規定する法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和8年9月17日

長野県知事 阿部 守一

上伊那郡箕輪町大字三日町中島1077番、1077番2、1077番3、1078番1、1078番2、1078番3、1078番4、1144番1、1144番2、1145番1、1145番2、1146番1、1146番2、1146番3、1147番1、1147番2、1148番1、1148番2、1148番3、1148番4、1148番5、1148番6、1149番1、1149番2、1149番3、1149番5、1149番6、1149番7、1149番8、1149番9、1149番10、1150番1、1150番2、1150番3、1150番4、1150番5、1150番6、1151番1、1151番2、1151番3、1151番4、1151番5、1151番6、1152番2、1152番5、1153番1、1153番3、1154番、1154番2、1155番1、1155番2、1155番3、1155番7、1156番、1156番2、1158番1、1158番3、1159番1、1159番2、1159番5、1159番6、1159番7、1211番1、1211番2、1211番3、1211番4、1211番5、1211番6、1211番7

産業立地・IT振興課

長野県告示第378号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和8年9月17日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡川上村大字大深山1297の2、1300、1301

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第379号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡北相木村字西上観5218 の 1、5218 の 2、5218 の 4、5219 の 1、5219 の 2、5219 の 4、5221 の 1、5221 の 4 から 5221 の 6 まで、5221 の 13、5221 の 15
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第380号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡辰野町大字辰野字唐木沢97 の 2・377 の 24（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、98 から 103 まで、104 の 1、105 の 1 から 105 の 3 まで、303、346、348、350 の 1、351 の 1、352 の 1、353 から 355 まで、356 の 1、356 の 2、357、358、377 の 13、377 の 19、377 の 23、377 の 25
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第381号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村神原2991・2993（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第382号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 保安林予定森林の所在場所
木曽郡南木曽町吾妻1089 の 178（次の図に示す部分に限る。）、1089 の 18、1089 の 23、1089 の 29
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県諏訪建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和 8 年10月 9 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 9 月17日

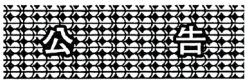
長野県諏訪建設事務所長 木 下 英 樹

- 道路の種類 県道

2 路 線 名 富士見高原線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
諏訪郡富士見町落合字間ノ沢892番の4地先から 諏訪郡富士見町落合字間ノ沢722番の1地先まで	旧	m 3.5 ～ 5.4	km 0.0639
同 上	新	4.1 ～ 6.3	0.0639

道路管理課



公告
調理師法（昭和33年法律第147号）第5条の2第2項の規定による指定届出受理機関から届出受理事務を取り扱う事務所の名称及び事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。
令和8年9月17日

長野県知事 阿 部 守 一

1 届出受理事務を取り扱う事務所の名称及び事務所の所在地

変 更 前	変 更 後
佐久市大字跡部65－1（佐久平調理師会内）	廃止
上田市材木町1－2－6（上田調理師会内）	
諏訪市上川1－1644－10（諏訪調理師会内）	
木曽郡木曽福島町2757－1（木曽保健所内）	木曽郡上松町小川5462 澤口禎久
松本市島立1020（松本広域調理師会内）	廃止
大町市大字大町1058－2（大北調理師会内）	
飯山市大字静間字町尻1340－1（北信調理師会内）	

2 変更しようとする年月日
令和8年9月17日

3 変更理由
（一社）長野県調理師会の組織再編のため

4 その他
1の廃止となった事務所への届出は、主たる事務所である一般社団法人長野県調理師会（長野市大字南長野字宮東426－1）で届出受理事務を行う。

食品・生活衛生課

公告
国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。
令和8年9月17日

長野県知事 阿 部 守 一

調査を行った者の名 称	調査を行った時 期	成 果 の 名 称	調 査 を 行 っ た 地 域	認 証 年 月 日
木曽郡南木曽町	令和4年から 令和5年まで	地籍簿及び地籍図	南木曽町田立の一部	令和8年9月9日